

学科教本 訂正表

法改正(令和3年6月28日施行)に伴い、『学科教本』を下記のとおりに訂正いたします。

◆ 112 ページ 『**2 第一種運転免許の種類**』を、下記のとおりに変更します。

普通自動車

大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車以外の自動車で、つぎの条件のすべてに該当するもの

- 車両総重量3,500kg 未満
- 最大積載量 2,000kg 未満
- 乗車定員10人以下

(ミニカーは、総排気量については50cc以下、定格出力については0.60kw以下、最大積載量90kg以下、乗車定員1人)

◆ 211 ページ 『**1 乗車定員と積載の制限**』を、下記のとおりに変更します。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員 ミニカー(普通自動車) 1人 ※ 特定の構造の農業用薬剤散布車(普通自動車) 1人 (運転者用以外の座席があるものは2人)	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量 90kg 1,500kg	車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さない (自動車の長さ+自動車の長さの1/10) 自動車の長さ×1.1以下 車体の左右からはみ出さない 自動車の幅以下 (例) 全長 5m 0.5m 5m×1.1=5.5m以下 ● 公安委員会が認めた自動車は、高さ4.1メートル以下。 ● 三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車(軽自動車)は、高さ2.5メートル以下。
大型自動二輪車 普通自動二輪車 (側車付を除く)	1人 運転者用以外の座席があるものは2人	60kg	積載装置の長さ+0.3m以下 (後方から0.3mを超えてはみ出さない) 積載装置の幅+左右0.15m以下 (左右から0.15mを超えてはみ出さない)
原動機付自転車	1人	30kg	
小型特殊自動車	1人 運転者用以外の座席があるものは2人	700kg	自動車の長さ+自動車の長さの1/10 (自動車の長さ×1.1以下) 車体の左右からはみ出さない (自動車の幅以下)